

第 4 次 総 会

東京・箱根 1986 年 4 月 7 日 — 10 日

最 終 宣 言

I 人口、環境および開発

1. 指導者達の第一次の使命は、指導することである。彼らが未来の挑戦の現実性について論議しうる時は終わった。人口、環境および開発の間の均衡が崩れたのである。概して、人口の増加率の高い国々の所得は低い。環境破壊は国境を越えて発生する。空気、水、土壌の汚染は、北半球の自然を脅やかし、南半球にまで移動している。そのような世界で全ての人口を養っていくのはますます困難となっている。今日ですら、世界中の子供の半分以上が栄養不良に悩まされて、世界人口の 4 分の 3 が低開発にあえいでいる。

資源が枯渇し、人口が過剰な姿が世界の将来ともいえよう。

人口、環境および開発の問題解決なくして、21 世紀を迎えることは不可能かもしれない、これらの問題を各々切り離して解決を図ることもできない。

2. 世界人口は現在 49 億人余。2100 年に 102 億人余で静止すると推計されている。しかし、各国が家族計画など理性的、積極的行動をとるならば、2080 年に世界人口を 80 億余で静止、安定させることが可能である。

大気汚染、森林破損などによる環境破壊の進行は深刻であり、国境を越えた危機的様相を呈している。

3. 各国政府は、人類の生存を左右するこれら人口、環境および開発問題を最優先課題に据え、先行しがちな開発費や軍事費への財政支出を改めるべきである。とりわけ、先進諸国は財政援助の増加を効果的、かつ速やかに行うよう勧告す

る。

4. 人口問題は、本来、複雑かつデリケートである。現下の世界的な人口危機に対処する新たな方策として、宗教界との対話、理解および協力が不可欠である。なぜなら世界の大宗教は、民族、国家を超えた厳然たる存在だからである。

インターアクション・カウンシルは、宗教界のリーダーと現実的、効果的な対話を実現することにより問題解決の前進を計りたいと考える。

5. 環境の全世界的破壊が立ちはだかっており、活発な行動が早急に必要とされている今日、インターアクション・カウンシルは各国政府独自の具体的な環境保護政策 — 教育のための国際協力、生態保護技術の自由な移転および関係国際機関の強化など — の方策の確立を勧告する。都会の大気汚染を減少させる新技術の導入、大気内への炭化水素放出を最小限に喰いとめるための代替エネルギーの開発、そして危険な廃棄物および化学薬品の輸出の阻止などの政策立案が必須である。

6. 各国政府は、国内および国際的取り決めにより、化学薬品の危険度に関する情報を開発途上国に提供することを義務づけるべきである。化学薬品メーカーは、生産国の売買が禁止されているものについては、開発途上国へ輸出すべきではない。

7. すべての技術的事業およびその計画において、各国政府は、環境の安全保護を考慮すべきである。各国は、人類の基本的なニーズを満足しうる人口政策を導く、現在および将来の資源を査定すべきである。

8. 人口および環境破壊問題と取り組むためには、経済的、社会的後退性と戦わねばならない。経済成長の欠如は、南側の貧困と人口増加の根底にある事実の一つであるが、工業化された北側においては経済成長は環境汚染をもたらしている。成長はもはや抽象的目標ではなく、社会的公平性と生態学に密接に関わっている。この状況においては、継続的成長は、環境保全と人口問題の十分な解決のための基本的な条件である。開発途上国は、社会、経済開発目標および

戦略を明瞭にすべきである。したがって、先進諸国は、環境と天然資源に及ぼす影響に配慮した開発計画のために、二国間および国際機関を通じての財政的かつ専門的援助をさしおさなければならない。

9. カウンシルは、以下の事項を特に提言する。

- カウンシルの第三次総会（1985年、パリ）で提案されたように、最貧国および戦争、内戦、また、自然災害が荒廃をもたらしている開発途上国に対する各国政府および関連機関による支援強化が必要である。
- 少なくとも、全ての拠出国は120億ドルの国際開発協会（IDA）の第8次増資に合意し、拠出すべきである。
- サハラ以南のアフリカに対する、世界銀行の特別プログラムに未参加の政府は、これを支援し拠出すべきである。
- 1986年5月に国連総会で討論される予定の、アフリカの経済状態に対するアフリカ統合機構（OAU）各国首脳によって採択された計画を支援すべきである。

II 平和と安全保障

東西間の軍事的対立および兵器管理

10. 平和と安全保障は全人類、各国、および国際機関、とりわけ平和と安全保障を維持するために設立された国連を代表とする国際機関の、普遍的責任である。この関連で二超大国は重大な責任を負っている。
11. カウンシルおよび執行委員会は、米ソ両国首脳の個人的対話が世界および地域的諸問題の平和的解決へ繋がる政治的環境をつくり、維持していくために重要である、と常に強調してきた。したがって、われわれは両超大国の首脳会談の再開を歓迎する。

しかし、最近の展開に鑑み、われわれは、両国首脳がジュネーブにおける共同声明で表明した約束を履行することを強く求める。両者間の対話は継続して

行われるべきであり、かつ制度化されるべきである。

12. 両超大国は、軍事力の均衡を可能な限り低いレベルに抑えるよう努力すべきである。両国がジュネーブで合意したとおり、既存の交渉の場すべてを活用すべきである。大陸間弾道弾の削減は、第三次戦略兵器交渉制限交渉（START）で行われるべきであり、中距離戦域核（INF）の問題は、できれば超大国が個別に提案した地球規模でのゼロオプションによって、切り離して考慮、解決されるべきである。中欧兵力相互削減交渉（MBFR）は欧州における通常戦力の安定的均衡を図り、核の先制使用の危険を縮小すべきである。全欧安保協力会議（CSCE）に続くプロセスは、具体的軍縮措置の実行への土台をつくる信頼性構築措置を実施することにより、開催されるべきである。
13. われわれは超大国に対し、核拡散防止条約（NPT）の第6条で負わされた義務およびジュネーブ会議で言明した点、すなわち、「核軍拡競争を中止し、核軍縮を図るための効果的措置について交渉を行う」ことを実行するよう要請する。
14. これ以上の核実験を中止するための主要な責任は超大国にあることから、超大国にはその責任に応じた行動をとるよう求める。われわれはソ連が核実験停止の提案を行ったことに留意し、超大国に対し全面的核実験禁止条約（CTBT）の交渉を真剣に行ない、適切な検証方法について検討することを求める。これは、性能がさらに高い核弾頭の危険性を減少させ、これ以上の核実験による環境の破壊のおそれを除去するためである。他の核保有国、非核保有国はこうした条約を受託し、それに署名、批准すべきである。
15. 核ミサイルに対する防衛システムに関してわれわれは、両超大国が20年以上にもわたり弾道弾攻撃ミサイルシステムの研究、開発および生産に着手してきたことに注意を喚起する。また、われわれは超大国が1972年にすでに、弾道弾迎撃ミサイル制限条約（ABM条約）を締結したことに注意を喚起する。これは、まさに両超大国が、この分野の軍備競争は危険な軍事戦略上の均

衡の崩壊につながるかもしれない、ということを理解したことを立証している。

16. われわれは、A B M条約が現在危険にさらされていることを認識している。そのためわれわれは、ジュネーブ首脳会談前夜に、米国およびソビエト政府に提出した要請を、繰り返し強調する。A B M条約は、研究は除外しないが、配備数を厳しく制限している。両大国は、すでに両国が着手している地球上および宇宙における新たな軍備競争を絶つために、速やかに、A B M条約の合意された解釈と適用に取り組むべきである。
17. 超大国間の軍事衝突が起こらなかったこの長期間中、超大国が直接、または間接的に関与し、利用した幾多の局地および地域戦争を世界は経験してきた。外国軍隊の撤退は、これらの紛争の解決の必要条件である。いずれの場合も、民族自決権は、全ての国家により全面的に承認されるべきである。われわれは先進諸国における軍事支出の削減を強く要請する。これは、状況に応じて、地域的協力（例えば南アジア地域協力会議 — South Asian Regional Cooperation Conference）地域機構、および不可侵条約によってもたらされるべきである。
18. カウンシルは、イラン、イラク間、中東、レバノン、アフガニスタン、カンブチア、アンゴラ他の地域で継続する紛争について深刻な懸念を表明した。
19. 第四次総会で、カウンシルは特に平和的解決を打ち出すためのコンタドラ・グループの努力を米国とニカラグアの行動が危うくしている中央アメリカの現状を議論した。中米の状況の再検討を行ったカウンシルは、2国政府に対して、下記の要請を行き事に合意した。
 - コンタドラ条約に従い、全ての外国軍は撤退すべきである。
 - 米国政府は「コントラス」への経済的、軍事的援助を中止し、ニカラグアに対するその他の冷酷な行動を控えるべきである。
 - ニカラグア政府がコンタドラ条約に署名することにより、地域の平和確立に積極的に貢献し、和解のための総合的対話を開始し、多元主義と非同盟への道を開くべきである。

人種差別問題

20. ナソー会議（1985年）において、英連邦加盟諸国の指導者達は、南アフリカの問題解決交渉を、奨励するために専門家グループを設立した。インターアクション・カウンシルは、同グループの活動を支持する。関係者達全てが、南ア国内の種々のグループが持つ、根強い恐怖感を除去しうる同国の将来への建設的ヴィジョンを奨励すべきである。
21. 交渉の諸条件等は、南アフリカ政府によって創出されなければならない。その諸条件には、人種差別問題の排除、非白人指定地区からの軍隊撤去、監禁されているネルソン・マンデラを始めとする他の指導者達の開放運動・言語・政治集団の自由、および公開されたアジェンダによる交渉も含まれるべきで、黒人指導者たちも適切に応じるべきである。
22. 次の世代の黒人指導者達はより革命的であることから、南ア政府が公正な解決策に向かって敏速に交渉を開始する絶対的必要性を同国に説得するために、各国に対してあらゆる影響力をも駆使することを、われわれは勧告する。米国、英国、およびドイツ連邦共和国は、南ア政府に対し特別な影響力を持っている。これら三カ国は南ア政府により友好的であり、同国の政変に圧力をかけたがらない、とみられている。第二次大戦後最大の大量殺りくを阻止するために、重大な責任を負っている、この三カ国の強固たる行動は、変化をもたらすために決定的な役割を果たしうる。実質的な変化なしでは、近い将来南アフリカは東西間の紛争地域にもなりかねない。

国際テロ組織

23. 世界は、現在、国際テロの増大に脅かされている。われわれは各国政府がハイジャックであれ人質であれ脅迫に屈さないよう、国際協力と公約を要請する。テロ行為と戦っている政府は、テロリスト行動の被害国を自発的に支援すべきである。テロ行為への対処、および防止のために、各国政府間の情報提供の促進を勧告する。

各国政府は、航空会社に対して、自国内の外国大・公使館と同様の法的権利を付与し、保護すべきである。

各国政府は、旅客および荷物検査のために、空港が常時最善の器具を備えるよう保証すべきである。各国政府は、国際空港の一貫した高水準の維持のために、安全に関する情報を調整すべきである。

Ⅲ 世界経済の活性化

24. 1983年より世界経済のインフレ率は低下している。しかし、世界経済の構造的不均衡は同期間中むしろ強化された。すなわち、最貧困国の債務問題の深刻化、数カ国のOECD諸国に見られる失業の慢性化、保護主義の拡大、国際収支の不均衡 — とりわけ日米間に顕張な — の悪化、そして国際通貨制度の激動等である。

これらの構造的不均衡は直ちに克服されねばならない。深まる世界の相互依存関係の中で各国は偏狭な国益にとらわれることなく、犠牲を伴う、より広範な政策調整が図られるべきである。

25. 米国の巨額な財政赤字と経常収支の赤字は、世界経済にとって大きな危険である。世界の最富裕国は、純債務国となった。自国の赤字を埋めるために、米国は、世界の資本を膨大に吸収し、それを消費の財源としている。米国の財政赤字は、世界の金利と貿易に深刻な悪影響を与え、これが保護主義を導いている。この状況は維持不可能であり、われわれは、米国に対し、財政、経常収支双方の赤字削減のための政策を強化するよう求める。

26. 一方、西独および日本、またその他の諸国の経常収支の黒字幅は、増大し続けている。これらの国々は、経常収支を均衡させるべきである。これらの国々が採決する政策は日本政府が現在意図しているように、各々の状況と判断に依存する。

27. 石油価格の急激な暴落は、石油、石炭の純輸入諸国にとっては、プラス要因

となろう。アラビアン・ライトの原油1バレル当たり18-20ドルの石油価格によって、ヨーロッパでは年間400億ドルほどの利益になる。石油価格の下落によって、主要先進国は、世界各国の持続的成長を維持すべく政策を導入することができよう。

これらの措置は、内需拡大、また、開発途上国の先進国市場へのアクセスを促進するように、保護主義政策の緩和という形をとるべきである。

28. しかし、石油価格の急激な下落は開発途上にある石油輸出国の問題を増大するような不安定性に繋がる可能性もある、という点にわれわれは留意せねばならない。さらに、石油価格の逆転は、またいつ起こりうるかもしれない。したがって、われわれは各国政府に対し石油の備蓄努力を継続し、原子力その他の代替エネルギー源の開発を引き続き行うよう求める。
29. 債務問題は、依然として重大である。多くの主要債務国は、債務危機の頂点の頃よりも、現在の方が債務は巨額であり、実質生活水準は大幅に落ちた。ラテン・アメリカの債務国はもはやこれ以上の金融引き締めは不可能な段階に達している。持続的債務危機は、包括的解決法を必要としている。したがって、われわれは、世銀、IDA、IMF、また商業銀行等から、融資の増額を求めたベーカー提案を歓迎する。米国財務長官の政策方向転換は、新風を吹き込むものとして歓迎されるものである。しかし、ベーカー長官の提唱する各債務国に対処する個別の方法が成功し得るのは、債務問題に世界中が取り組み、同提案が近々実施される場合のみである。
30. より実質的な措置が求められている。各国政府および国際金融制度に対し、低金利かつ長期で有利な条件の、譲与的融資、対外債務構造の見直しを求める努力をしなければならない。
31. 主要先進諸国、すなわち、欧州共同体、米国、日本は通貨価値の激動を最少限にとどめるため、早急に措置をとるべきである。過去18ヶ月間の通貨の劇的な変動は、貿易に悪影響をもたらし、財政安定を損なったが先進五ヶ国蔵相

会議（G5）は、有益な突破口を作った。早急の措置として、英国は、欧州通貨制度（EMS）に加盟すべきである。この五ヶ国の内で、米国、日本を中心に緊急会議を開き、三大産業地域間で為替相場を安定させる制度の設立を目指すべきである。他の諸国は、その枠組の中で、自国通貨の安定水準を見出すべきである。

32. われわれは、米国の国際金融会議に対する態度の変化を評価し、これが、より安定的な為替相場体系を作るための手段となるものと考え。しかし、ウィーンの声明でも表明したが、われわれは、このような会議を成功させるためには、その会議で貿易と市場アクセス、開発途上国の債務、先進国の財政赤字、主要経済諸国間の為替相場の安定の相関関係と取り組まねばならないものと考え。このような会議は、周到な準備を要するものである。
33. さらに広大な国際的行動が早急に必要である分野がある。公正な国際的貿易制度を確立するため、真剣な取組みが必要である。GATTは、農業・サービス業を事実上無視している。中進国の登場により、出現してきた挑戦に対処する機構はないのである。日米間の貿易不均衡によってもたらされた、国際的貿易制度上の脅威にも対応できない。この数十年間、開発途上国はGATTによっても自国の製品をもって世界の主要市場への十分なアクセスはもたされず、不利な立場に置かれてきた。われわれは新GATTラウンドを評価し、歓迎する。
34. 世界貿易は、特に、ヨーロッパや、北米各国の国内政策によって、大きく影響を受ける。ECや米国の自国の農産品への補助金は、年に、700億ドルにのぼると推定されている。このため国内で大量の余剰農産物が増長され、その後、余剰農産物は、補助されたまま、世界市場に放出されることになる。これは開発途上国の農産品を否定、特にヨーロッパ、またアメリカ市場への妥当なアクセスを否定するという結果をもたらした。さらに、これによって、第三世界諸国における発展途上の国際市場を崩壊させてしまう。このシステムによっ

て、開発途上国の側に、依存の構造が作り上げられてしまった。もし、この地域で、公平で門戸の開放された貿易が存在していたなら、無数の開発途上国が、経済的に自立することができ、より多額の政府開発援助を渴望している最貧国に向けることもできたはずである。

35. カウンシルは、七ヶ国先進国首脳会談に対し、世界貿易問題に新しい取り組みをし、新GATTラウンドに対しての、アプローチを広げるよう、また世界が求めてやまない政治的手腕と国際（協調）主義感覚の遂行を要請する。全ての貿易のための公平なルールが、設立されなければならないし、貿易と国内予算および財政政策との相互関係も完全に認識されなければならない。

出 席 者

ヘルムート・シュミット（議長）	ドイツ連邦共和国
福田赳夫（名誉議長）	日本
アームド・アヒジョ	カメルーン
キリチ・ニディー・ピスタ	ネパール
クリアンサック・チョマナン	タイ
マシィアス・マインザ・チョナ	ザンビア
ジョン・フォック	ハンガリー
マルコム・フレーザー	オーストラリア
アルトゥーロ・フロンディシ	アルゼンチン
セリム・ホス	レバノン
アームド・オスマン	モロッコ
オルセグン・オバサンジョ	ナイジェリア
ミサエル・パストラーナ・ボレロ	コロンビア
カルロス・アンドレス・ペレス	ベネズエラ

マルア・デ・ルールデス・ピンタシルゴ	ポルトガル	
ミチャ・リビッチ	ユーゴスラビア	
アドルフォ・スアレス	スペイン	
ピエール・エリオット・トルドー	カナダ	
オラ・ウルステン	スウェーデン	
アンドリュウ・ファン・アクト	オランダ	
ブラッドフォード・モース(事務総長)		以上メンバー

サダール・スワラン・シン	インド	(元外相)
黄 華	中国	(元外相)
宮崎 勇	日本	(元経企庁事務次官)
ガザリー・シャフィー	マレーシア	(元外相)
申 鉉 碯	韓国	(元首相)
マニュエル・ウロア	ペルー	(元首相)
		以上ポリシー・ボード